

国際教養大学財産使用料徴収規程

平成16年4月1日
理事長決定
規程第95号

(使用料の徴収)

第1条 公立大学法人国際教養大学は、国際教養大学財産（以下「財産」という。）を使用する者から、この規程の定めるところにより、使用料を徴収する。

(使用料の額)

第2条 土地使用料及び施設使用料は、別表1のとおりとする。ただし、時間単位で使用を認める施設の種類及び使用料の額は、別表2のとおりとする。

(徴収の時期)

第3条 一月以上継続して財産を使用する場合、使用料の徴収の時期は大学と使用者が協議のうえ決定する。それ以外の場合は財産を使用させるときに徴収する。ただし、理事長は、特別の事由があると認める場合は、後納させることができる。

(使用料の減額)

第4条 使用料は減額又は免除することができる。

2 使用料の減免基準は、別表3のとおりとする。ただし、参加費や入場料等を徴収するときは減免基準の対象外とする。

3 減免を申請する場合には、国際教養大学施設管理規程に基づく使用願の備考欄に減免を受けたい理由を記載するものとする。

(使用料の不還付)

第5条 すでに徴収した使用料は還付しない。ただし、理事長は、使用者の責めに帰すことのできない事由により、財産を使用することができなくなったとき、その他特に必要があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表 1

区分	使用の単位	金額
土地使用料	使用面積 1 m ² につき年額	1 m ² 当たりの固定資産等台帳価格に 100分の4 を乗じて得た額
施設使用料		1 m ² 当たりの固定資産等台帳価格に 100分の8.8 を乗じて得た額

- ※1 使用面積が 1 m²未満であるときは 1 m²とする。
- ※2 使用面積に 1 m²未満の端数があるときは、当該端数を 1 m²として計算する。
- ※3 使用期間が一年未満であるとき又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、その期間が一月未満であるとき又はその期間に一月未満の端数があるときは日割をもって計算する。
- ※4 土地の使用期間が一月に満たないときの土地使用料の額は、前号の規定により計算した額に 1.1 を乗じて得た額とする。
- ※5 使用料の額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。
- ※6 使用料の額が 100 円に満たないときは、100 円とする。

別表 2 (施設)

施設	貸出単位	金額
講 堂	4 時間以内	3,120 円
教 室		1,560 円
レクチャーホール		14,680 円
多目的ホール (移動観覧席使用あり)		22,000 円
多目的ホール (移動観覧席使用なし)		3,120 円

※4 時間を超過する場合は、4 時間単位で追加使用料を徴収するものとする。

別表 3

減 免 内 容	減免率
①本学が主催又は共催する会議等で利用する場合	100/100
②本学の学生が学生会活動又はクラブ活動等で利用する場合	
③学内者又は学内者が所属する団体が主催する会議等で、本学にとって有益なものと認められる場合	
④本学の同窓会又は保護者が主催する会議等で、本学にとって有益なものと認められる場合	
⑤秋田県等が主催する会議等で、本学にとって有益なものと認められる場合	
⑥国や地方公共団体等が主催する会議等で利用する場合	50/100

- ※1 上記以外で理事長が特別に認める場合も使用料を減免することができる。
- ※2 上記①及び②の場合は、減免を受けたい理由の記載は不要とする。